

訪問看護重要事項説明書【介護保険】

当事業所は御契約者に対して指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業所の概要

(1) 事業目的

要支援、要介護状態になられた方々に対し、心身の機能の維持回復を目指すとともに、可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した生活を営む事ができるよう適切な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 御利用者の要介護状態の軽減を図るとともに、その状態の悪化防止や要介護状態となることの予防に資するよう、生活上の目的を設定し、計画的に行うものとします。
- ② 自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ③ 訪問看護の提供に当たっては、主治医や介護支援専門員等との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。
- ④ 訪問看護の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、御利用者又はその家族に対し、生活上の必要な事項について、理解しやすいように助言又は説明を行います。
- ⑤ 訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行います。
- ⑥ 常に御利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、御利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

(3) 事業所の種類 指定訪問看護事業所

(4) 事業所の名称・所在地及び電話番号

名称 有限会社 サンセール
ケアサービス サンセール 訪問看護事業所
代表取締役 勝又 一成
所在地 〒252-0024
神奈川県座間市入谷西3丁目17番15号 アクセス102
TEL 046-204-8833
FAX 046-298-5856

(5) サービスを提供できる地域

座間市・大和市・海老名市・綾瀬市・相模原市の一部

* 相模原市にお住まいの方は御相談下さい。

(6) 従業者の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1		1
訪問看護師	看護師	4	4	8
合計		5	4	9

(7) 職務内容

管理者 従業者の管理及び訪問看護の御利用者申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

又、従業者に運営に関する基準を遵守させる為に必要な指揮命令、技術指導などサービス内容の管理を行います。

看護職員 訪問看護サービスの実施を行います。

(8) 営業日及び営業時間

営業日 月 ～ 金（祝日を除く）

営業時間 9：00 ～ 17：00

時間外については別途契約の上、緊急用の連絡先をお伝えさせていただきます。

連絡先 046-204-8833

(9) 当事業所が提供するサービス

① サービスの提供にあたっては、御利用者の主治医の訪問看護指示書に伴い居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って「訪問看護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。

② サービスの内容や提供方法等の変更を希望される場合はその変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、主治医に相談の上、「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。

(10) 利用者負担金

① 御利用者からいただく利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づいた範囲内とします。

② 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担になります。

* 介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員からの説明の上で御利用者の同意を得ることとなります。

③ 利用者負担金のお支払方法について。収納代行会社である三井住友カード株式会社を通してSMBC口座振替を利用する仕組みになっています。

* 支払い方法については、全ての利用者様に銀行引き落としをお願いしています。また、銀行引き落としに際しまして預金口座振替依頼書の記入をしていただき、看護師が依頼書を回収し、その後手続きを取らせていただきますのでご了承ください。

手続き完了後、初回の引き落とし日が決まり次第お知らせさせていただきます。

(11) 緊急時の対応

病状の急変やその他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医への連絡及び指示を受ける等の対応をします。営業時間外でも連絡が取れる体制となっていますので御連絡下さい。

(12) その他運営に関する重要事項

御利用者が訪問看護師の変更を希望される場合にはできる限り対応しますので後記の責任者までご相談ください。

2. 従業者の勤務体制

適宜交代制

3. 事故発生時の対応

(1) 家族・介護支援専門員・関連機関への報告、対応を迅速に行います。

サービスの提供にあたって御利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、当社加入保険「賠償責任保険<訪問看護対応型>の規程」によりその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。わからない点は大小にかかわらず、担当看護師か責任者にお尋ね下さい。

(2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程や時間の調整をさせて頂く場合がある。

(3) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が遅延または不能になった場合、それによる損害賠償を事業所は負わないものとする。

4. サービス提供のキャンセル・苦情について

(1) サービス提供のキャンセル・時間変更はサービス提供前日またはサービス提供時間の2時間前までに御連絡下さい。御連絡がない場合には金5,000円を担当介護支援専門員に相談・了承の上、自費請求させていただきます。

(2) サービス提供への苦情やサービス内容、曜日の変更、訪問の中止等につきましては、担当看護師か下記の責任者が窓口となり対応しますので御連絡下さい。

連絡先 利用者様 苦情受付窓口

責任者 : 石川 恵

電話番号 : 046-204-8833

市区町村の連絡先

電話番号 座間市介護保険課 046-255-1111 (代表)
大和市 046-263-1111 (代表)
海老名市 046-231-2111 (代表)
綾瀬市 0467-77-1111 (代表)
相模原市 042-754-1111 (代表)

公的機関の連絡先 神奈川県国民健康保険団体連合会

介護苦情相談窓口 045-329-3447
0570-022110

訪問看護のサービス提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項と利用料の計算方法について説明し交付いたしました。

【事業所】 介護保険事業者番号 神奈川 1474100532
住 所 神奈川県座間市入谷西3丁目17番15号 アクセス102
名 称 ケアサービス サンセール
代表取締役 勝 又 一 成 ⑩
【説明者】 ケアサービス サンセール 訪問看護事業所
氏 名 石 川 恵 ⑩

私は、本書面により事業者から訪問看護について重要事項と利用料の計算方法の説明を受け同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

【利用者】 ⑩

【立会人】 ⑩

《介護予防保険 訪問看護利用料金一覧》

(令和6年6月1日現在)
座間市 5級地：10.70円

項目	単位数 (単位)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
<input type="checkbox"/> 予防訪問看護 I 1 20分未満 居宅サービス計画または訪問看護計画書に20分以上の指定訪問看護が週1回以上含まれていること。	303	324	649	973
<input type="checkbox"/> 予防訪問看護 I 2 30分未満	451	482	965	1448
<input type="checkbox"/> 予防訪問看護 I 3 30分以上1時間未満	794	848	1699	2549
<input type="checkbox"/> 予防訪問看護 I 4 1時間以上1時間半未満	1090	1163	2333	3499
<input type="checkbox"/> 予防緊急時訪問看護加算 I 利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制にある訪問看護事業所が、計画的に訪問することとなっていない緊急の訪問を行う場合、加算の他に所定の単位数を算定する旨を利用者に説明し、同意を得た場合	600	615	1284	1926
<input type="checkbox"/> 予防訪問看護特別管理加算 I ・胃チューブ留置（経鼻・胃ろう） ・腹膜透析 ・膀胱留置カテーテル ・気管切開・気管カニューレ（永久気管孔を含む） ・PTCDなど（種々ドレインなどの留置） ・輸液用ポート ・数日間継続的に行っているサーフローによる点滴等 ※ 以上の状態にあるものに対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合	500	535	1070	1605
<input type="checkbox"/> 予防特別管理加算 II ① 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ② 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③ 真皮を越える褥瘡の状態 ④ 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態 ※ 以上の状態にあるものに対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合	250	268	535	803
<input type="checkbox"/> 予防訪問看護サービス提供体制加算（I） 予防訪問看護サービス提供体制加算（II）	6 3	7 4	13 7	20 10
<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護加算 同時に2人の看護師が1人の利用者に対し訪問した場合（利用者やその家族等の同意のうえ） ① 利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合 ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③ その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合	<30分未満> 254 <30分以上> 402	272 431	544 861	816 1291
<input type="checkbox"/> 長時間加算90分以上 特別管理加算の対象利用者について、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合	300	321	642	963
<input type="checkbox"/> 予防退院時共同指導加算 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院、入所中の方に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、退院又は退所後の初回の訪問看護の際に1回<特別な管理を要する方である場合は2回>に限り算定	600	642	1284	1926
<input type="checkbox"/> 予防訪問看護初回加算（I） 病院、診療所などから退院した日に初回の指定訪問看護を行い新規に訪問看護計画書を作成した場合 予防訪問看護初回加算（II） 退院日以外の日に初回の指定訪問看護を行い新規に訪問看護計画書を作成した場合	350 300	375 321	749 642	1124 963
<input type="checkbox"/> 基本料金に対し早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります <input type="checkbox"/> エンゼルケア料（死後の処置） 一律 ￥15000 <input type="checkbox"/> 交通費（実施地域を越えてから） 片道1キロメートルあたり 30円				

病状によっては医療保険での対応となることもあります。詳しくはスタッフまでお尋ね下さい

※ 計算方法：1カ月のサービス合計単位数×地域加算(10.7)＝〇〇円(1円未満切り捨て)
 〇〇円－(〇〇円×(負担割合)(1円未満切り捨て))＝利用者負担額

* (負担割合)は利用者の負担割合（1割・2割・3割）